

令和4年7月20日号

北九州市立消費生活センター

ヤング消費者トラブル情報 26号

怪しい副業—簡単に高額を稼げると謳う勧誘にご注意を！



【相談事例】

今春、高校を卒業し就職した。休みが増えて手取りが少なくなり、仕事を辞めたいと思った。SNSで副業を探して無在庫転売のノウハウを教えてくれる業者を見つけ、メッセージを送った。担当者から届いた説明動画を見て話を聞いた。ノウハウとサポート費用の30万円を支払えないと伝えたと消費者金融で借金するように指示され、2社から20万円借りて支払い、10万円はクレジットカードで決済して契約した。ノウハウ通りやってみるが儲からない。担当者は私の努力が足りないからと話すのみだ。(18歳男性)

●2022年4月から「18歳で大人」です。

- ・2022年4月1日に18歳、19歳に達している方は、その日から新成人となりました。
- ・大人になると一人で契約できる反面、いったん有効に成立した契約は、原則として一方的に解約することはできません。

●借金してまで契約すべきかよく考えましょう。

●消費者へのアドバイス。

- ・「簡単に高額が稼げる」などの広告やうまい話をうのみにしないようにしましょう。
- ・必ず儲かるわけではありません。
- ・転売ビジネスを始めるために高額な費用が必要だと言われたら要注意です。
- ・転売を禁止された品物もあるので注意しましょう。
- ・普段から、インターネット上の広告を見る際に「書かれた内容は本当なのか、隠された情報はないか（批判的思考）」で考える習慣をつけましょう。



●困った時や不安なときは消費生活センターにご相談ください

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、
戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。
消費者ホットライン☎188い や や（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん